

改正案	現行	備考
<p data-bbox="261 491 1249 632">航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する 解説・実施要領</p> <p data-bbox="617 1209 884 1262">令和<u>8</u>年<u>3</u>月</p> <p data-bbox="373 1570 1136 1711">国土交通省航空局 交通管制部 管制技術課 航空灯火・電気技術室</p>	<p data-bbox="1463 491 2451 632">航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する 解説・実施要領</p> <p data-bbox="1804 1209 2101 1262">令和<u>7</u>年<u>12</u>月</p> <p data-bbox="1576 1570 2338 1711">国土交通省航空局 交通管制部 管制技術課 航空灯火・電気技術室</p>	<p data-bbox="2570 212 2783 327">本文中の赤字下線 が変更箇所になり ます。</p>

改正案				現行				備考
改正等一覧表				改正等一覧表				
追録番号	適用年月日	番 号	備 考	追録番号	適用年月日	番 号	備 考	
	平成15年12月25日	国空保第412号	制 定		平成15年12月25日	国空保第412号	制 定	
1	平成17年 8月17日	国空保第202号	一部改正	1	平成17年 8月17日	国空保第202号	一部改正	
2	平成18年 6月14日	国空保第 87号	一部改正	2	平成18年 6月14日	国空保第 87号	一部改正	
3	平成19年12月 5日	国空保第339号	一部改正	3	平成19年12月 5日	国空保第339号	一部改正	
4	平成20年10月30日	国空保第383号	一部改正	4	平成20年10月30日	国空保第383号	一部改正	
5	平成21年10月30日	国空保第389号	一部改正	5	平成21年10月30日	国空保第389号	一部改正	
6	平成23年 7月 1日	国空保第171号	一部改正	6	平成23年 7月 1日	国空保第171号	一部改正	
7	平成24年 4月 6日	国空交企第513号	一部改正	7	平成24年 4月 6日	国空交企第513号	一部改正	
8	平成25年 3月 4日	国空交企第593号	一部改正	8	平成25年 3月 4日	国空交企第593号	一部改正	
9	平成26年 1月17日	国空交企第489号	一部改正	9	平成26年 1月17日	国空交企第489号	一部改正	
10	平成27年 3月27日	国空交企第666号	一部修正	10	平成27年 3月27日	国空交企第666号	一部修正	
11	平成30年 3月27日	国空管技第702号	一部改正	11	平成30年 3月27日	国空管技第702号	一部改正	
12	令和 元年 8月13日	国空管技第168号	一部改正	12	令和 元年 8月13日	国空管技第168号	一部改正	
13	令和 3年 4月 1日	国空管技第889号	一部改正	13	令和 3年 4月 1日	国空管技第889号	一部改正	
14	令和 4年 3月31日	国空管技第770号	一部改正	14	令和 4年 3月31日	国空管技第770号	一部改正	

改正案					現行					備考
15	令和 4年11月22日	国空管技第476号	一部改正		15	令和 4年11月22日	国空管技第476号	一部改正		
16	令和 5年12月27日	国空管技第535号	一部改正		16	令和 5年12月27日	国空管技第535号	一部改正		
17	令和 7年 3月31日	国空管技第906号	一部改正		17	令和 7年 3月31日	国空管技第906号	一部改正		
18	令和 7年 5月 1日	国空管技第 60号	一部改正		18	令和 7年 5月 1日	国空管技第 60号	一部改正		
19	令和 7年12月 1日	国空管技第508号	一部改正		19	令和 7年12月 1日	国空管技第508号	一部改正		
<u>20</u>	<u>令和 8年 3月 3日</u>	<u>国空管技第808号</u>	<u>一部改正</u>							
航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領					航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領					
目次 (略)					目次 (略)					
第1章 ～ 第8章 (略)					第1章 ～ 第8章 (略)					
第9章 窓口					第9章 窓口					
(1) 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談は、以下の窓口へご連絡ください。					(1) 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談は、以下の窓口へご連絡ください。					
○東京航空局保安部航空灯火・電気技術課					○東京航空局保安部航空灯火・電気技術課					
【静岡県－長野県－新潟県以东の物件（ただし、空港等周辺を除く）】					【静岡県－長野県－新潟県以东の物件（ただし、空港等周辺を除く）】					
TEL 03-5275-9296					TEL 03-5275-9296					
電子メールアドレス cab-ml.obl.eastjapan●gxb.mlit.go.jp（注）					電子メールアドレス cab-ml.obl.eastjapan●gxb.mlit.go.jp（注）					
URL https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/about/safety-rules/obstacle-lights-and-wind-turbines.html					URL https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/aerial_beacon/01.html					URL の変更のため
受付時間 09:30～12:00、13:00～17:00（休日を除く月曜日から金曜日）					受付時間 09:30～12:00、13:00～17:00（休日を除く月曜日から金曜日）					
○大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課					○大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課					
【愛知県－岐阜県－富山県以西の物件（ただし、空港等周辺を除く）】					【愛知県－岐阜県－富山県以西の物件（ただし、空港等周辺を除く）】					

改正案	現行	備考
<p>TEL 06-6937-2766 電子メールアドレス cab-ml.obl.westjapan●gxb.mlit.go.jp (注) URL https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/sign.html 受付時間 09:00~12:00、13:00~17:00 (休日を除く月曜日から金曜日)</p> <p>注：電子メールによる連絡・相談を行う場合には下記の点に留意願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」としています。電子メールを送信する際には、「@」(半角)に置き換えてください。 メールシステムの設定又は運用ルール(セキュリティポリシー等)によっては、当局に電子メールが到達するまでに時間を要する又は届かない場合があります。詳細は上記ウェブサイトをご確認ください。 <p>(2) 空港等の周辺における設置等に関する確認</p> <p>空港等の周辺において物件等を設置しようとする場合は、事前に以下の各ウェブサイトに記載されている当該空港の連絡先にお問い合わせのうえ、物件等と制限表面との関係をご確認ください。</p> <p>なお、丘珠、三沢、百里、小松、美保、岩国、徳島空港については、防衛省の管理となるため、防衛省の窓口にお問い合わせいただきますようお願いいたします。</p> <p>○新千歳、稚内、函館、釧路、仙台、東京国際、新潟空港について 東京航空局ウェブサイト「空港周辺における建物等設置の制限(制限表面)」 https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/about/safety-rules/obstacle-limitation-surfaces.html</p> <p>○八尾、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇空港について 大阪航空局ウェブサイト「空港周辺における建物等設置の制限(制限表面)」 https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/restriction.html</p> <p>○上記以外の空港、ヘリポート等について 航空局ウェブサイト「空港等設置管理者・空域を管轄する機関の連絡先について」 http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000004.html</p> <p>(3) (略)</p> <p>第10章 付録 (略) 付録1 ~ 付録13 (略)</p>	<p>TEL 06-6937-2766 電子メールアドレス cab-ml.obl.westjapan●gxb.mlit.go.jp (注) URL https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/sign.html 受付時間 09:00~12:00、13:00~17:00 (休日を除く月曜日から金曜日)</p> <p>注：電子メールによる連絡・相談を行う場合には下記の点に留意願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」としています。電子メールを送信する際には、「@」(半角)に置き換えてください。 メールシステムの設定又は運用ルール(セキュリティポリシー等)によっては、当局に電子メールが到達するまでに時間を要する又は届かない場合があります。詳細は上記ウェブサイトをご確認ください。 <p>(2) 空港等の周辺における設置等に関する確認</p> <p>空港等の周辺において物件等を設置しようとする場合は、事前に以下の各ウェブサイトに記載されている当該空港の連絡先にお問い合わせのうえ、物件等と制限表面との関係をご確認ください。</p> <p>なお、丘珠、三沢、百里、小松、美保、岩国、徳島空港については、防衛省の管理となるため、防衛省の窓口にお問い合わせいただきますようお願いいたします。</p> <p>○新千歳、稚内、函館、釧路、仙台、東京国際、新潟空港について 東京航空局ウェブサイト「空港周辺における建物等設置の制限」 http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/restriction/02.html</p> <p>○八尾、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇空港について 大阪航空局ウェブサイト「空港周辺における建物等設置の制限」 https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/restriction.html</p> <p>○上記以外の空港、ヘリポート等について 航空局ウェブサイト「空港等設置管理者及び空域を管轄する機関の連絡先について」 http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000004.html</p> <p>(3) (略)</p> <p>第10章 付録 (略) 付録1 ~ 付録13 (略)</p>	<p></p> <p>サイト名の修正 URL の変更のため</p> <p>サイト名の修正</p> <p>サイト名の修正</p>

改正案	現行	備考
<p data-bbox="163 205 273 237">付録 1 4</p> <p data-bbox="261 296 1243 327">航空障害灯及び昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領</p> <p data-bbox="192 342 412 373">1. ～9. (略)</p> <p data-bbox="192 432 350 464">10. 提出先</p> <p data-bbox="210 478 403 510">① 東京航空局</p> <p data-bbox="270 522 1190 596">〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課</p> <p data-bbox="270 611 661 642">TEL：03-5275-9296</p> <p data-bbox="270 657 1050 688">電子メールアドレス：cab-ml.obl.eastjapan●gxb.mlit.go.jp（注）</p> <p data-bbox="210 745 403 777">② 大阪航空局</p> <p data-bbox="270 789 1136 863">〒540-8559 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 大阪航空局 保安部 航空灯火・電気技術課</p> <p data-bbox="270 877 661 909">TEL：06-6937-2766</p> <p data-bbox="270 924 1056 955">電子メールアドレス：cab-ml.obl.westjapan●gxb.mlit.go.jp（注）</p> <p data-bbox="255 1014 1080 1087">届出書類作成にあたり不明の場合は、上記に照会願います。 なお、届出書は各管轄空港事務所を経由して提出することができます。</p> <p data-bbox="290 1148 1148 1180">注：電子メールにより届出を提出する場合には下記の点に留意願います。</p> <p data-bbox="329 1192 1329 1402">1) 迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」としています。電子メールを送信する際には、「@」（半角）に置き換えてください。 2) メールシステムの設定又は運用ルール（セキュリティポリシー等）によっては、当局に電子メールが到達するまでに時間を要する又は届かない場合があります。詳細は下記ウェブサイトをご確認ください。</p> <p data-bbox="379 1417 1279 1491">東京航空局：https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/about/safety-rules/obstacle-lights-and-wind-turbines.html</p> <p data-bbox="379 1505 1193 1537">大阪航空局：https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/sign.html</p> <p data-bbox="192 1598 350 1671">11. その他 (略)</p> <p data-bbox="163 1686 335 1717">記入例 (略)</p>	<p data-bbox="1365 205 1475 237">付録 1 4</p> <p data-bbox="1466 296 2448 327">航空障害灯及び昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領</p> <p data-bbox="1394 342 1614 373">1. ～9. (略)</p> <p data-bbox="1394 432 1552 464">10. 提出先</p> <p data-bbox="1412 478 1605 510">① 東京航空局</p> <p data-bbox="1472 522 2392 596">〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課</p> <p data-bbox="1472 611 1863 642">TEL：03-5275-9296</p> <p data-bbox="1472 657 2252 688">電子メールアドレス：cab-ml.obl.eastjapan●gxb.mlit.go.jp（注）</p> <p data-bbox="1412 745 1605 777">② 大阪航空局</p> <p data-bbox="1472 789 2338 863">〒540-8559 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 大阪航空局 保安部 航空灯火・電気技術課</p> <p data-bbox="1472 877 1863 909">TEL：06-6937-2766</p> <p data-bbox="1472 924 2252 955">電子メールアドレス：cab-ml.obl.westjapan●gxb.mlit.go.jp（注）</p> <p data-bbox="1457 1014 2282 1087">届出書類作成にあたり不明の場合は、上記に照会願います。 なお、届出書は各管轄空港事務所を経由して提出することができます。</p> <p data-bbox="1492 1148 2350 1180">注：電子メールにより届出を提出する場合には下記の点に留意願います。</p> <p data-bbox="1531 1192 2531 1402">1) 迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」としています。電子メールを送信する際には、「@」（半角）に置き換えてください。 2) メールシステムの設定又は運用ルール（セキュリティポリシー等）によっては、当局に電子メールが到達するまでに時間を要する又は届かない場合があります。詳細は下記ウェブサイトをご確認ください。</p> <p data-bbox="1581 1417 2424 1449">東京航空局：https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/aerial_beacon/01.html</p> <p data-bbox="1581 1505 2395 1537">大阪航空局：https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/sign.html</p> <p data-bbox="1394 1598 1552 1671">11. その他 (略)</p> <p data-bbox="1365 1686 1537 1717">記入例 (略)</p>	<p data-bbox="2555 1417 2775 1449">URL の変更のため</p>